

「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」(平成10年3月30日10農産第2441号農産園芸局長通達)新旧対照表

下線部は改正箇所

改 正 後	現 行
第1 (略)	第1 (略)
第2	第2
1～9 (略)	1～9 (略)
10 この要綱において「 <u>植物(規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く)</u> 」とは、 <u>規則別表1の2</u> に掲げる植物で同表に掲げる地域において栽培されずに自然環境下で生育しているものをいうものとする。	10 この要綱において「 <u>野生しているもの</u> 」とは、 <u>規則別表1</u> に掲げる植物で同表に掲げる地域において栽培されずに自然環境下で生育しているものをいうものとする。
11 この要綱において次の植物は、 <u>植物(規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く)</u> とみなす。	11 この要綱において次の植物は、 <u>野生しているもの</u> とみなす。
(1) <u>規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部であって、同表に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供する少量のもの(以下「試験地下部」という。)</u>	(1) <u>規則別表1の1の項から5の項までに掲げる生植物の地下部であって、同表に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供する少量のもの(以下「試験地下部」という。)</u>
(2) <u>規則別表1の2の6の項から12の項までに掲げる種子であって、同表に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの(以下「試験種子」という。)</u>	(2) <u>規則別表1の6の項から12の項までに掲げる種子であって、同表に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの(以下「試験種子」という。)</u>
12	12
(1) この要綱において「 <u>試験地下部検査</u> 」とは、前項(1)の植物を大臣許可手続により輸入を許可された試験地下部について、 <u>規則別表1の2の1の項から5の項までに掲げる検疫有害動物の付着の有無を植物防疫官が検査すること</u> をいうも	(1) この要綱において「 <u>試験地下部検査</u> 」とは、前項(1)の植物を大臣許可手続により輸入を許可された試験地下部について、 <u>規則別表1の1の項から5の項までに掲げる検疫有害動物の付着の有無を植物防疫官が検査すること</u> をいうものと

のとする。 (2) この要綱において「試験種子検査」とは、前項(2)の植物を大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別表 1 の 2 の 6 の項から 12 の項までに掲げる検疫有害植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。 13 (略) 第 3 (略) (大臣許可を受けて輸入することができる輸入禁止品の制限) 第 4 第 2 の 13 の指定微生物株保存機関が公開分譲を目的として農林水産大臣の許可を受けて輸入することができる輸入禁止品は、別表 1 に掲げる <u>C 1 の (4)</u> 及び C 2 グループに該当する検疫有害植物に限る。 2 (略) (管理場所) 第 5 1 ~ 2 (略) 3 別表 1 に掲げる A 1、A 2、B 1 の (1)、B 1 の (3)、B 2、C 1 の (1)、<u>C 1 の (4)</u>、C 2 及び D グループに属する輸入禁止品については、申請者がその申請において 2 に規定する施設以外の施設等において管理したい旨申し出た場合であって、かつ、次のすべてが満たされる場合にあっては、2 の規定にかかわらず、申し出た当該施設等を管理場所とすることができる。 (1) ~ (2) (略) 4 <u>規則別表 2 及び別表 2 の 2</u> に規定する検疫有害動植物について	する。 (2) この要綱において「試験種子検査」とは、前項(2)の植物を大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別表 1 の 6 の項から 12 の項までに掲げる検疫有害植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。 13 (略) 第 3 (略) (大臣許可を受けて輸入することができる輸入禁止品の制限) 第 4 第 2 の 13 の指定微生物株保存機関が公開分譲を目的として農林水産大臣の許可を受けて輸入することができる輸入禁止品は、別表 1 に掲げる <u>C 1 の (3)</u> 及び C 2 グループに該当する検疫有害植物に限る。 2 (略) (管理場所) 第 5 1 ~ 2 (略) 3 別表 1 に掲げる A 1、A 2、B 1 の (1)、B 1 の (3)、B 2、C 1 の (1)、<u>C 1 の (3)</u>、C 2 及び D グループに属する輸入禁止品については、申請者がその申請において 2 に規定する施設以外の施設等において管理したい旨申し出た場合であって、かつ、次のすべてが満たされる場合にあっては、2 の規定にかかわらず、申し出た当該施設等を管理場所とすることができる。 (1) ~ (2) (略) 4 <u>規則別表 2</u> に規定する検疫有害動植物については、原則として、
---	--

は、原則として、植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）が申請し、植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の施設において管理する場合に限り、大臣許可を受けて輸入することができる。

ただし、試験研究機関又は防除機関から申請があった場合で、植物防疫所長と植物防疫課長の協議の結果、植物防疫に関する技術開発のため、植物防疫所以外の試験研究機関において試験研究の用に供する必要があると認めたとき、又はウリミバエの防除事業を効果的・効率的に実施するため植物防疫所以外の防除機関においてウリミバエの繁殖の用に供する必要があると認めたときは、この限りでない。

第 6 ～ 第 15 （略）

第 16

1 （略）

2 第 8 の 3 により許可を受けた申請者が、許可を受けた管理場所以外の機関に転職、転勤等し、新たな所属機関で引き続き輸入許可を受けた輸入禁止品を使用し試験研究等を実施するため、申出する場合の輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願（別記様式 4 の 1）及び輸入禁止品輸入許可申請者の名義所属等変更届（別記様式 5）の提出は、申出の必要が生じた日から 2 週間以内に、申請者の住所地又は管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

ただし、本項の届出は、輸入許可を受けた輸入禁止品が別表 1 に掲げる A 3、B 1 の（2）、C 1 の（2）グループ及び C 1 の（3）グループ以外である場合に限り、なし得るものとする。

3 （略）

第 17 （略）

第 18 （略）

植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）が申請し、植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の施設において管理する場合に限り、大臣許可を受けて輸入することができる。

ただし、試験研究機関又は防除機関から申請があった場合で、植物防疫所長と植物防疫課長の協議の結果、植物防疫に関する技術開発のため、植物防疫所以外の試験研究機関において試験研究の用に供する必要があると認めたとき、又はウリミバエの防除事業を効果的・効率的に実施するため植物防疫所以外の防除機関においてウリミバエの繁殖の用に供する必要があると認めたときは、この限りでない。

第 6 ～ 第 15 （略）

第 16

1 （略）

2 第 8 の 3 により許可を受けた申請者が、許可を受けた管理場所以外の機関に転職、転勤等し、新たな所属機関で引き続き輸入許可を受けた輸入禁止品を使用し試験研究等を実施するため、申出する場合の輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願（別記様式 4 の 1）及び輸入禁止品輸入許可申請者の名義所属等変更届（別記様式 5）の提出は、申出の必要が生じた日から 2 週間以内に、申請者の住所地又は管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

ただし、本項の届出は、輸入許可を受けた輸入禁止品が別表 1 に掲げる A 3、B 1 の（2）及び C 1 の（2）グループ以外である場合に限り、なし得るものとする。

3 （略）

第 17 （略）

第 18 （略）

(輸入禁止品から分離又は生成された微生物，動物，植物等の輸入許可条件の解除)

第 19

1 ～ 3 (略)

4 植物防疫所長は、2 項の審査の結果、申請された許可条件解除対象物が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請された許可条件解除対象物の許可条件を解除することができる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 植物防疫法施行規則別表 1 の第 1 の 2 の項及び第 2 の 2 の項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する有害動物及び有害植物を指定する件 (平成 23 年 3 月 7 日農林水産省告示第 542 号) 1 の表の 2 の項及び 2 の表の 2 の項に掲げるものであること。

(4) 規則別表 2 に掲げる輸入禁止品及び規則別表 2 の 2 に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもの又は輸入禁止対象とする検疫有害植物が付着した植物を使用した試験研究を通じて生成された次世代の植物 (種子、塊茎、塊根、茎葉、茎頂等をいう。)であって、規程第 2 条第 1 号に該当するもの。

(5) (略)

5 (略)

第 20 (略)

(指定微生物保存機関からの譲受け)

第 21

1 (略)

(輸入禁止品から分離又は生成された微生物，動物，植物等の輸入許可条件の解除)

第 19

1 ～ 3 (略)

4 植物防疫所長は、2 項の審査の結果、申請された許可条件解除対象物が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請された許可条件解除対象物の許可条件を解除することができる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 規則第 5 条の 2 に掲げるものであること。

(4) 規則別表 2 に掲げる輸入禁止品又は輸入禁止対象とする検疫有害植物が付着した植物を使用した試験研究を通じて生成された次世代の植物 (種子、塊茎、塊根、茎葉、茎頂等をいう。)であって、規程第 2 条第 1 号に該当するもの。

(5) (略)

5 (略)

第 20 (略)

(指定微生物保存機関からの譲受け)

第 21

1 (略)

2 前項の譲受対象となる検疫有害菌は、別表 1 に掲げる C 1 の (4) 及び C 2 グループに該当する検疫有害菌に限る。

3 1 項の申請書が提出されたときは、植物防疫所長は、次の事項が満たされているかについて確認するものとする。

ア (略)

イ 当該検疫有害菌は、試験研究のための保存及び公開分譲を目的として第 8 の 3 により輸入許可を受け保存及び管理されている別表 1 の C 1 の (4) 及び C 2 グループに該当する検疫有害菌であること。

ウ (略)

4 ~ 18 (略)

2 前項の譲受対象となる検疫有害菌は、別表 1 に掲げる C 1 の (3) 及び C 2 グループに該当する検疫有害菌に限る。

3 1 項の申請書が提出されたときは、植物防疫所長は、次の事項が満たされているかについて確認するものとする。

ア (略)

イ 当該検疫有害菌は、試験研究のための保存及び公開分譲を目的として第 8 の 3 により輸入許可を受け保存及び管理されている別表 1 の C 1 の (3) 及び C 2 グループに該当する検疫有害菌であること。

ウ (略)

4 ~ 18 (略)

別表 1 (第 2 の 1、第 3、第 4、第 5 の 3、第 16 の 2、第 21 の 2 及び 3 関係)

別表 1 (第 2 の 1、第 3、第 4、第 5 の 3、第 16 の 2、第 21 の 2 及び 3 関係)

輸入禁止品の区分

輸入禁止品のグループ名		輸 入 禁 止 の 対 象
大区分	小区分	
	1	(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる地域に生息する同表に掲げる植物 (当該地域において栽培されたものを除く)、規則別表 2 に掲げる輸入禁止品及び規則別表 2 の 2 に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもののうち規則第 14 条に規定するもの (2) 規則別表 1 の 2 の 1 の項から 5 の項までに掲げる生植物の地下部であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検すること

輸入禁止品の区分

輸入禁止品のグループ名		輸 入 禁 止 の 対 象
大 区 分	小区分	
	1	(1) 規則別表 1 に掲げる植物であって同表に掲げる地域において野生しているもの及び規則別表 2 に掲げる輸入禁止植物のうち規則第 14 条に規定するもの (2) 規則別表 1 の 1 の項から 5 の項までに掲げる生植物の地下部であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することがで

A		ができないままで遺伝資源研究の用途に供するもののうち規則第14条に規定するもの
	2	(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる地域に生息する同表に掲げる植物（当該地域において栽培されたものを除く）、規則別表 2 に掲げる輸入禁止品及び規則別表 2 の 2 に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもののうち 1 以外のもの (2) 規則別表 1 の 2 の 1 の項から 5 の項までに掲げる生植物の地下部であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供するもののうち 1 以外のもの
	3	規則別表 1 の 2 の 6 の項から 12 の項までに掲げる種子であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供するもの
B	1	(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる検疫有害動物（栽培地検査要求対象検疫有害動物） (2) 規則別表 2 に掲げる検疫有害動物（輸入禁止対象検疫有害動物） (3) 我が国未発生の検疫有害動物であって、規則別表 1 の 2 及び別表 2 に掲げる検疫有害動物に次いでその侵入を警戒しているもの (4) 我が国未発生の検疫有害動物であって、試験を実施するにあたって、分散防止の管理が非常に難しいもの
	2	1 以外の検疫有害動物
		(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる検疫有害植物（栽培地検査要求対象有害植物） (2) 規則別表 2 に掲げる検疫有害植物（輸入禁止

A		きないままで遺伝資源研究の用途に供するもののうち規則第14条に規定するもの
	2	(1) 規則別表 1 に掲げる植物であって同表に掲げる地域において野生しているもの及び規則別表 2 に掲げる輸入禁止品のうち 1 以外のもの (2) 規則別表 1 の 1 の項から 5 の項までに掲げる生植物の地下部であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供するもののうち 1 以外のもの
	3	規則別表 1 の 6 の項から 12 の項までに掲げる種子であって同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供するもの
B	1	(1) 規則別表 1 に掲げる検疫有害動物（栽培地検査要求対象検疫有害動物） (2) 規則別表 2 に掲げる検疫有害動物（輸入禁止対象検疫有害動物） (3) 我が国未発生の検疫有害動物であって、規則別表 1 及び別表 2 に掲げる検疫有害動物に次いでその侵入を警戒しているもの (4) 我が国未発生の検疫有害動物であって、試験を実施するにあたって、分散防止の管理が非常に難しいもの
	2	1 以外の検疫有害動物
		(1) 規則別表 1 に掲げる検疫有害植物（栽培地検査要求対象有害植物） (2) 規則別表 2 に掲げる検疫有害植物（輸入禁止

C	1	対象検疫有害植物) <u>(3) 規則別表 2 の 2 に掲げる検疫有害植物</u> <u>(4) 我が国未発生の検疫有害植物であって、規則別表 1 の 2、別表 2 及び別表 2 の 2 に掲げる検疫有害植物に次いでその侵入を警戒しているもの</u> <u>(5) 我が国未発生の検疫有害植物であって、試験を実施するにあたって、分散防止の管理が非常に難しいもの</u>
	2	1 以外の検疫有害植物

C	1	対象検疫有害植物) <u>(3) 我が国未発生の検疫有害植物であって、規則別表 1 及び別表 2 に掲げる検疫有害植物に次いでその侵入を警戒しているもの</u> <u>(4) 我が国未発生の検疫有害植物であって、試験を実施するにあたって、分散防止の管理が非常に難しいもの</u>
	2	1 以外の検疫有害植物

別表 9（第 19 の 3 関係）

遺伝資源に対する検査の方法							
区分	輸入禁止植物の種類	試験研究等の過程で生成された植物の部分	対象検疫有害動植物	検査場所	検査すべき数量	検査方法	摘要
規則別表 1 の 2 に掲げる植物（規則別表 1 の 2 に掲げる地域において栽培されたものを除く）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表 9（第 19 の 3 関係）

遺伝資源に対する検査の方法							
区分	輸入禁止植物の種類	試験研究等の過程で生成された植物の部分	対象検疫有害動植物	検査場所	検査すべき数量	検査方法	摘要
規則別表 1 に掲げる植物であって野生するもの	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

規則別表 1 の 2 の 6 の項から 12 の項までに掲げる植物であって栽培地検査を受けることができない遺伝資源研究及び品種特性試験用途の種子標本	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	規則別表 1 の 6 の項から 12 の項までに掲げる植物であって栽培地検査を受けることができない遺伝資源研究及び品種特性試験用途の種子標本	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
規則別表 2 に掲げる植物	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	規則別表 2 に掲げる植物	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
規則別表 2 の 2 に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもの	アボカド、しまほうずき等の生殖物	球根、茎葉等	Potato spindle tuber viroid	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	全量	隔離栽培中に病徴観察、遺伝子診断を実施する。	隔離栽培対象植物の場合	(追加)							
			ウイルス等	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	全量	隔離栽培中に病徴観察、汁液接種検定、電子顕微鏡観察を実施する。	同上								
			その他の検疫有害動植物	許可を受けた施設及び植物防疫所検定室	全量	隔離栽培中に病徴観察を実施する。	同上								

		防疫所 検定室			
茎葉等	<u>Potato spindle tuber viroid</u>	許可を 受けた 施設及 び植物 防疫所 検定室	全量	栽培中に 病徴観察、 遺伝子診 断を実施 する。	隔離栽 培対象 外の植 物の場 合
	その他の検 疫有害動植 物	許可を 受けた 施設及 び植物 防疫所 検定室	全量	栽培中に 病徴観察 等を実施 する。	同上
組織培 養体・ 茎頂等	<u>Potato spindle tuber viroid</u>	許可を 受けた 施設及 び植物 防疫所 検定室	全量	栽培中に 病徴観察、 遺伝子診 断を実施 する。	
	その他の検 疫有害動植 物	許可を 受けた 施設及 び植物 防疫所 検定室	全量	栽培中に 病徴観察 を実施す る。	
種子	その他の検 疫有害動植 物	許可を 受けた 施設及 び植物	全量	拡大鏡を 使用して 検査し、 変色種子	

[illegible]